

令和3年度新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会
運営基本ルール

立候補予定者からの推薦委員が加わってからの実行委員会の運営の基本ルールは、次のとおりとする。

(定足数)

- 1 会議は、一般委員の3分の2と立候補予定者ごとに1人以上の推薦委員の出席を必要とする。ただし、立候補予定者ごとに1人以上の推薦委員の出席がない場合でも、準備の期間がない場合、直前で欠席する場合等やむを得ない事情があるときは、議長は、会議を開催することができる。

(決定)

- 2 十分な議論をし、決定は全員の同意を必要とする。
- 3 議長は、2ではどうしても決まらない場合は、多数決にすることができる。この場合において、推薦委員の票は、立候補予定者ごとに1票とする。
- 4 立候補予定者は、実行委員会の決定に従わなければならない。

(会議の公開)

- 5 会議は公開とするが、推薦委員が非公開を希望する場合個人情報等公開に適さない情報が出る場合には、非公開とする。

(その他)

- 6 その他のルールが必要になったときは、その都度議論をして決定する。